# 事後評価調書

I 事業概要							
事	業名	交通安全施設等整備事業(交差点改良)					
地	区名	主要地方道 国府馬場線					
事	業箇所	豊川市八幡町					
	(主)国府馬場線は、(国)1号(豊川市御油町)を起点に、豊川市役所や豊川稲荷を経由し、(国)151号(豊川市当古町)に至る主要地方道であり、豊川市中心部の東西道路軸を形成する重要な幹道路線である。 当該事業箇所である(主)国府馬場線・筋違橋交差点は、豊川市北部に位置する工業地帯と蒲郡市を結ぶ県・市道との交差点で、交通量が多く、地域の交通が集中する箇所である。さらに、交差道路の中心線が一致せず食い違いが生じており、道路構造上、交通処理能力が低下し、慢性的に渋滞が発生する箇所であったため、「第3次渋滞対策プログラム」の主要渋滞ポイントとして位置付けられていた。 このため、「渋滞の解消」を図り「人と交流を支え地域を活性化する基盤整備」を主な目的として、						
	交差点改良事業を実施し、交差道路の線形改良及び右折レーン・歩道の設置を行ったものである						
事訓	【達成(主要)目標】 ①渋滞の緩和 ②安全な歩行空間の確保 【副次目標】 なし						
=	- علاد <del>: 11</del>	事業費					
争	業費	11.84 億円 □工事費 6.54 億円、□用補費 4.48 億円、□その他 0.82 億円					
事業期間		<b>採択年度</b> 平成 14 年度 <b>着工年度</b> 平成 14 年度 <b>完成年度</b> 平成 23 年度					
事美	業内容	交通安全施設等整備事業(交差点改良) 延長 L = 0.3 k m 幅員W = 22.0 m					
耳言	評価						
	1) 主要						
	標 σ.	= 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	成状						
		通過時間が緩和されている。					
		◆事業実施前後の「最大渋滞長」と「最大通過時間」 					
		最大渋滯長 最大通過時間 整備前: 900m 420秒 (平成9年)					
1		整備後: 240m 369 秒 (平成 28 年)					
①事業目標の達成状況		-73.3% -12.1%					
目		②安全な歩行空間の確保					
の		歩道及び交差点内の歩行者だまりの設置により、物理的に歩車分離が改善され、通常					
選     成		児童を始めとした、歩行者の安全性が向上している。					
		【達成状況に対する評価】					
176		最大渋滞長及び最大通過時間も減少していることから、事業目標を達成している。					
		また、歩道及び交差点内の歩行者だまりの設置により、物理的に歩車分離が改善され、					
		安全な歩行空間が確保されていることから、事業目標を達成している。					
	2) 副次						
	標 σ. 成状						

## 【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		H14∼H23	H14∼H23	
	工事費	1	6. 54	
事業費	用地補償費	1	4.48	
(億円)	その他	ı	0.82	
	合計	12. 37	11.84	
効果の		ı	ı	
算定要因				

#### 【事業期間に対する評価】

## ②事業効果の 発現状況

事業期間に関して変更はなく、計画通りに事業を実施した。

#### 【事業費に対する評価】

事業費に関して、事業採択時と比較し、計画内で事業を実施した。

## 【効果の算定要因に対する評価】

局所的な安全対策事業であることから、便益算出にかかる走行時間短縮便益及び走行経 費削減便益の適用が難しく、貨幣価値化困難であるため、算出していない。

#### 【貨幣価値化困難な効果】

「第3次渋滞対策プログラム」において地域の主要渋滞個所に指定されていたが、最大 渋滞長及び最大通過時間も減少し、地域の主要渋滞個所の指定からも外されていることか ら、渋滞の緩和に寄与している。

また、歩道及び交差点内の歩行者だまりの設置により、物理的に歩車分離が改善していることから、安全に通行できる歩行空間の確保に寄与している。

# ③事業実施に よる環境の 変化

事業による沿線住民や地域、自然環境に与えた大きなマイナス影響は特にないものと考える。

## Ⅲ 対応方針(案)

**今後の事後評** 事業目標を達成しており、今後の事後評価の必要性はないものと考える。 **価の必要性** 

改善措置の必 要性 事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の 必要性はないものと考える。

同種事業に反 映すべき事項 本件の設計及び工法は、一般的なものであるため、同種事業に反映すべき事項はありません。

## Ⅳ 事業評価監視委員会の意見

主要地方道国府馬場線の対応方針(案)[改善措置等必要なし]を了承する。

#### V 対応方針

改善措置等必要なし